

## 札幌大学経済学会会則

(名称、事務所)

第1条 本会は札幌大学経済学会と称し、事務所を札幌大学に置く。

(目的)

第2条 本会は札幌大学における経済、経営に関する諸科学の進歩、向上をはかり、会員の研究を促進し、その成果を発表することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行なう。

1 学術雑誌の発行

2 研究会の開催

3 その他本会の目的を達成するに必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1 経済学部、経営学部に所属する専任の教員。

2 上記学部以外の専任の教員、ならびに名誉教授であつて入会を希望するもの。

(会員総会)

第5条 本会の重要事項を協議するため、会員総会を年一回以上開催する。

会員総会の召集は会長が行なう。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1 会長 1名 会員の中から互選する。

2 幹事 5名 会員の中から互選する。

上記役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(会費)

第7条 会費は別途徴収する。

(会則改正)

第8条 この会則の改正は会員総会の議を経て行なう。

附 則 この会則は昭和49年12月11日から施行する。

昭和56年7月20日一部改正

昭和58年3月22日一部改正